

(役員を選任)

第7条 役員は会員の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とし、再任を妨げない

2 任期途中選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動費)

第9条 本会の活動費は次により充てる。

- (1) 会員の納める会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金及びその他の収入

(会費)

第10条 本会の年会費は3,000円とする。但し、準会員の年会費は無料とする。期中の入会の会費は、4月から10月は3,000円、11月から3月の場合は2,000円とする。なお、親睦会等の経費については、その都度決定の上徴収する。

(会計期間)

第11条 会計期間は、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査役)

第12条 本会の会計を監査し、その状況を報告する会計監査役を2名置く。

- 2 会計監査役は、会員の互選による。
- 3 会計監査役任期は3年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中選任された者の任期は、前任者の在任期間とする。

(総会の開催)

第13条 定期総会は、毎年1回会長がこれを招集する

第14条 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(総会の議決)

第15条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 年度事業の決定
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 本会の解散及び会則の変更
- (4) 役員を選任・承認
- (5) その他付議すべき必要な事項

(総会の議決)

第16条 総会は会員の過半数を以て成立し、その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会・部会の設置)